

尼崎市立日新中学校 課外クラブ活動方針

本校の課外クラブは、学校の教育目標に基づき、顧問等の指導の下、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、体力の向上や健康の増進、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等、教育活動の一環として実施する。

また、尼崎市教育委員会の「尼崎市立中学校部活動の方針」に則り、学業との両立ができるバランスの良い生活をおくること、スポーツ障害を避けること、教員と生徒が向き合う時間の確保等をめざし、部活動顧問の指導に係る業務の適正化を図りながら、次の通り活動する。

1 設置するクラブ

(1) 運動部 (10 クラブ)

- ・陸上競技部 ・軟式野球部 ・男子ソフトテニス部 ・女子ソフトテニス部
- ・男子バレーボール部 ・女子バレーボール部 ・剣道部 ・水泳部
- ・男子バスケットボール部 ・女子バスケットボール部

(2) 文化部 (3 クラブ)

- ・吹奏楽部 ・家庭科部 ・書道部

(3) その他 (個人登録により大会に出場する競技)

- ※ 生徒、保護者が4月に申請し、校長が承認した競技

2 活動について

(1) 活動時間

- ① 通常の平日は2時間程度 (朝練習含む)、土日等休業日は3時間程度とする。
※ 大会等の参加においては、大会要項や申し合わせに沿って活動し、この限りではない。
- ② 長期休業中は、平日、土日等の休業日ともに3時間程度とする。
- ③ 週あたりの活動時間が、16時間を超えないように留意する。

(2) 休養日の設定

- ① 各部ごと、週当たり2日以上 of 休養日を設定する。
※ 原則、平日及び土日等の休業日に、それぞれ1日以上を設ける。
※ 平日の1日は、原則、学校が定めた「ノー部活デー」の日とする。
- ② 土日等に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の活動についても学期中に準ずることを原則とし、適切に休養日を設ける。
※ 学校閉鎖期間は、原則、活動休止期間とする。

(3) その他

- ① 部活動のみならず、学校での活動の最終下校時刻を、18:30とする。
※ 大会前等の活動時間の延長は認めない。
- ② 朝練習を行う場合、生徒の健康安全、家庭の負担、近隣住民への配慮等に十分留意する。
※ 実施する場合、開始時間は7:30以降とし、朝練習も1日の活動時間に含める。
- ③ 合宿や強化練習を行う場合、適切な休憩時間を設ける等、生徒の健康安全に十分留意する。
- ④ 合宿を行う場合、校長の確認をとるとともに、10日前までに市教委に書類を提出し許可を得る。

3 留意事項

- (1) 顧問は、「プレイヤーズセンタード」に基づき、部活動の主役を生徒とし、対話を重視した指導を行い、生徒が部活動を通して、自ら考え、行動できる力を育むことを目指す。
- (2) 顧問は、体罰や暴言、ハラスメント等のない、人権を尊重した指導を行う。
- (3) 顧問は、生徒の健康観察や活動場所及び用具の安全確認を行い、健康安全に十分留意する。
- (4) 顧問は、月間練習計画を作成し、校長に提出するとともに、保護者に連絡する。
- (5) 各部は、年1回以上の保護者会を開催し、保護者との連携を図る。